

横浜市建築基準法施行細則の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号。以下「細則」という。）の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 改正の概要

(1) 宅地造成及び特定盛土等規制法の適用開始に伴う改正

「宅地造成等規制法（以下「旧宅造法」という。）」が「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」に改正され、本市における適用が開始されることに伴い、擁壁の規模及び構造における旧宅造法に関する規定等について、盛土規制法も同様に適用できるように規定をするため、細則の一部を改正します。

(2) その他

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)の条ずれに伴う細則の規定の整備等、その他所要の改正を行います。

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日（予定）

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和 6 年 12 月 25 日(水)から令和 7 年 1 月 23 日(木)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の 8：45～17：15 にお願います。）

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 市庁舎 25 階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX 番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikengkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

<その他>

① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④ 御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。